

## 療育手帳

知的障がい者（児）と判断された方に交付され、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下の物が必要であり、結果がでるまで2ヶ月程度かかります。

### 申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②本人の写真1枚（たて4cm×よこ3cm。原則1年以内のもの。上半身で脱帽。）
- ③支援台帳（様式は健康福祉課窓口にあります。）

### 判定

年齢によって判定場所が異なります。

18歳未満の方：児童相談所

18歳以上の方：とちぎりハビリテーションセンター

### 障害の程度

A1、A2、B1、B2

※Aになるほど重度となります。

### 判定期間

手帳交付の際に次回の判定時期が指定されます。

※その他にも以下の場合は手続きが必要となります。

居住地・氏名の変更

再交付

返還（死亡、非該当 等）

詳しくは健康福祉課へお問合せください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係  
電話 57-4172